

大阪市天王寺区大道四―一〇―二三の国鉄西日本動力車労働組合執行委員長小川正哉から平成二十六年二月二十六日付けで、次のとおり争議行為を行うと通知がありました。
平成二十六年三月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 事件

1 賃金関係について

- (一) 二〇一四年四月以降の基準内賃金を五万円の原因をもって引き上げられたい。
- (二) 第二基本給を廃止されたい。
- (三) 五十五歳以上の減額制度を廃止し全額支給とされたい。
- (四) 定年を満六十五歳とされたい。

2 広島鉄道病院の新医療法人化問題について

現在、広島鉄道病院周辺の新築・移転工事がどんどん進んでいる。鉄道病院で働く社員の中で、「これから自分の仕事はどうなるのか?」「今まで通りの生活はできるのか?」「人生設計をどうすれば良いのか?」といった大きな労働不安が発生している。会社にはこの不安を解消させる責任がある。以下の解明要求・改善要求に誠意を持って回答されたい。

- (一) 現在における新医療法人設立の進捗状況を明らかにされたい。
- (二) 昨年の団交回答は、「詳細の労働条件等につきましては、準備でき次第、提示します」というものであり、昨年中に何回かの提示があった。今後はどのような労働条件の変更を提示するのか、その概要と提示する時期について明らかにされたい。
- (三) 新医療法人への転籍を希望しない社員の処遇を明らかにされたい。
- (四) 転籍後の新賃金については現在支給されている賃金を下回らないように設定されたい。
- (五) JR共済制度及びJRグループ健康保険組合制度については、資格要件を見直しこれまで通りとされたい。
- (六) 職務乗車証及び購入券について資格要件を見直し、これまで通り支給されたい。
- (七) 賃貸住宅補給金については、年齢や家族構成に関係なく月あたり三万円を限度に支給されたい。

3 大阪事業所問題について

(一) 速やかに金沢組合員を鉄道本来業務に復帰されたい。

金沢組合員は大阪事業所に配属されていることについて以下のような激しい精神的苦痛を訴えている。

「私に対する不当配属は、二十七年になる。本来の鉄道業務から一方的に引き離され『余剰人員』『役立たず』のレッテルを貼られたまま一度も鉄道業務に戻されないまま定年を迎える事は、とても耐えられない。」「現在の職場にいること自体が苦痛である。国鉄時代の自分は機関区で誘導係としてしっかり働いていた。安全意識も強く先輩・同僚からも信頼されていたと思う。もう一度、鉄道本来業務につきたい。現在の花作りの仕事は嫌いである。会社は『本人の適性により配属を決める』とっているが事業所に閉じ込めたまま一度も鉄道本来業務に従事させないでにおいてどんな『適性』があると判断しているのか。会社判断の身を説明してもらわなければ納得できない。」

一人の社員にこのような激しい精神的苦痛を与えている事に対し会社はどう考えているのか明らかにされたい。

金沢組合員が鉄道本来業務から排除されたのは旧国鉄時代の「人材活用センター」設置によるものである。西日本旅客鉄道株式会社独自の判断でこの「鉄道業務からの排除」を継続しているのであれば、その理由を明らかにされたい。

(二) 大阪事業所を廃止し、全員を鉄道業務にもどされたい。

大阪事業所について昨年の会社回答は以下の通りであった。「大阪事業所につきましては、当社発足時に余裕人員の有効活用等の観点から設置をして、当初の物販飲食事業、その後はグリーン事業として運営を行ってきて今日に至っております。現在は花の販売、リース配送等で事業展開をしております、一定の目的、必要性はあるものと認識しております。今後につきましては、これまでと同様、社内外の状況、経営状況や業務上の必要性、あとは社員数を鑑みまして、引き続き適切な体制を検討してまいります。(以下略)」

この回答から一年間が経過したが、社員数は減少するばかりである。現在は、社員九名、管理者五名となっている。社員九名の年齢は以下の通りである。

A 社員 六十四歳(二〇一五年シニア退職予定)

B 社員 六十歳(二〇一四年七月定年退職を迎える)

C 社員 五十八歳(二〇一六年七月定年退職を迎える)

- D・E・F社員 五十七歳（二〇一七年七月定年退職を迎える）
G社員 五十六歳（二〇一八年七月定年退職を迎える）
H社員 五十五歳（二〇一九年七月定年退職を迎える）
I社員 五十三歳（二〇二一年七月定年退職を迎える）

この年齢構成をみるならば早急な事業所の「体制の見直し」が必要である。社員数と管理者の人数比も他職場にくらべ著しく偏っている。事業所を廃止し、会社がどうしても「会社直営による花の販売、リース配送等の業務」が必要であると考えれば、それらの業務を「王寺鉄道部」などの近隣職場に引き継ぎ運営する体制がもっとも合理的であると考える。会社の見解を明らかにされたい。

4 毎朝の点呼における「黙祷」の強制を中止されたい。

これまで何度も要求しているが未だに点呼時の黙祷の強制が続いている。これまでも繰り返し説明してきたが黙祷の強制は、憲法で保障されている「信教の自由」「思想・良心の自由」を侵すものであり、これを毎点呼時に強制することは著しい精神的苦痛をもたらすものである。金沢組合員は、毎朝の点呼時に黙祷の強制をやるるように訴えているが、この訴えている内容を会社は把握しているのか否か明らかにされたい。

5 鉄道安全考動館及び事故現場での安全研修を中止されたい。

組合は、研修の内容が問題であり中止するように繰り返し要求している。このような中身では、「尼崎事故を反省し、二度とこのような事故を繰り返さない」体制が構築できないからである。多くの問題点があるが一番重要であると組合が主張するのは、「事故の原因と責任は労働者本人にあるのかどうか」という点である。尼崎事故以降、会社は様々な安全対策を講じてきた。しかし、「事故の責任を労働者に押しつける」という会社の根本思想を払拭しない限り、今後もJR西日本における重大事故の危険は回避できない。現在の鉄道安全考動館及び事故現場での安全研修を中止し、安全に対する教育の中身を改善されたい。

二 日時

平成二十六年三月九日（日）午前零時以降問題解決の日まで

三 場所

西日本旅客鉄道株式会社 大阪支社 大阪事業所

奈良市南京終町二一一番地

四 概要

無期限ストを含むあらゆる戦術を行使する。